

# 第 14 次徳島県鳥獣保護管理事業計画等策定支援仕様書

## 1 委託業務名

第 14 次徳島県鳥獣保護管理事業計画等策定支援

## 2 業務の目的

本業務は、徳島県（以下、「甲」という。）が令和 8 年度において策定を予定している第 14 次徳島県鳥獣保護管理事業策定等（以下、「計画等」という。）について、甲が必要とする保護管理データの収集及び分析、計画案の作成案を受託者（以下、「乙」という。）が行うことにより、甲の計画等の策定及び周知を支援することを目的とする。

## 3 業務の対象となる計画等

- (1) 第 14 次徳島県鳥獣保護管理事業計画
- (2) 第 6 期徳島県ニホンジカ適正管理計画
- (3) 第 6 期徳島県イノシシ適正管理計画
- (4) 第 4 期徳島県ニホンザル適正管理計画

## 4 業務内容

### (1) 保護管理データの収集・分析及び素案作成

#### ア 保護課管理データの収集・分析

計画等の策定の際に必要な野生鳥獣の保護及び管理に係るデータの収集及び分析を行い必要な分析を提案し実行する。なお、甲が所有するデータについては甲から乙へ提供するものとする。

#### イ 素案等の作成

上記アにおいて収集・分析データを基に、過去の計画や全国の先行事例等を参照して、本県の鳥獣被害の状況等を考慮した上で、計画等の素案及び修正案並びに最終案（以下、「素案等」という。）を作成するものとする。甲が別途開催するニホンジカ、イノシシ及びニホンザルに係る適正管理検討会の結果に応じて乙は必要な修正する。作成した素案等の内容について甲に説明を行い、甲からの質問には回答し、ニホンジカ、イノシシ及びニホンザルに係る適正管理計画の素案の修正は 2 回とする。

#### ウ 打合せの実施

上記ア及びイについては、甲との打ち合わせによって内容を決定する。

## 5 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 8 日まで

## 6 成果品

乙は、委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を合わせて成果品を令和 9 年 3 月 8 日までに甲へ提出するものとする。

業務報告書（印刷物 1 部及び電子媒体（DVD 等） 1 部）  
収集・分析したデータ、素案等、その他甲が指示するもの。

## 7 かし担保

業務完了後において、内容に不都合が生じた場合、乙は異議無く訂正すること。

## 8 その他

- (1) 乙は本業務の遂行にあたって、事業目的について乙と協議し、その趣旨を十分理解のうえ臨むこと。また、甲の指示に基づき、事業目的を十分満足するよう、協議・検討を行うこと。
- (2) 成果物等に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定するこれらの権利）はすべて甲に帰属するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたって必要となった備品については、原則としてリース対応とすること。
- (4) 乙は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。但し、あらかじめ甲の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要を認められる場合は、事前に甲の承諾を得た上で、業務の一部を委任することができる。
- (6) この仕様書に定めがないものについては、必要に応じ甲と乙が協議の上、決定する。